



保護者様へ

学校給食費の手続き

～食物アレルギー等で給食（または飲用牛乳）を停止するとき～



食物アレルギー等で給食（または飲用牛乳）の停止を希望する場合、年度ごと「様式第1号 学校給食費等減額申請書」の提出が必要となります。以下のとおり、手続きをするようお願いします。

①学校へ相談

所属する学校へ食物アレルギー等で給食（または飲用牛乳）を停止したい旨を相談してください。

②面談

入学時・新規の場合は、必ず管理職、養護教諭、栄養教諭・栄養士等と面談を実施します。

継続の場合は、必要に応じて面談を実施します。

（新1年生は、入学式当日に下記書類提出とともに面談を実施する場合があります。）

③学校へ書類提出

「様式第1号 学校給食費等減額申請書」を学校へ提出してください。必ず停止を希望する期間の初日の3日前までに提出してください。（食材発注の都合上、事前の申請が必要です。）

※ 新規申請する場合は、申請書に申請者（保護者）が必要事項を記載し、学校に提出してください。

※ 引き続き減額申請する場合は、学校に相談してください。

④学校給食費の減額

申請に基づき、給食（または飲用牛乳）を停止します。また、三島市教育委員会学校教育課が学校給食費の減額をお知らせします。

学校給食費に関するお問い合わせは【三島市教育委員会 学校教育課】へ。

電話番号 055-983-2688 FAX番号 055-976-2735

メールアドレス gakukyou@city.mishima.shizuoka.jp